

神戸大学（大学院法学研究科）及び近畿大学（法学部）法曹養成連携協定

神戸大学（以下「甲」という。）と近畿大学（以下「乙」という。）は、次のとおり、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）第6条の規定に基づく法曹養成連携協定（以下「本協定」という。）を交わす。

（目的）

第1条 本協定は、乙の連携法曹基礎課程における教育と甲の連携法科大学院における教育との円滑な接続を図ることを目的とする。

（法曹養成連携協定の対象）

第2条 本協定において、法第6条第2項第1号に規定する連携法科大学院及び連携法曹基礎課程は、それぞれ以下のとおりとする。

- 一 連携法科大学院 神戸大学教学規則第4条に規定する甲の大学院法学研究科実務法律専攻（以下「本法科大学院」という。）
- 二 連携法曹基礎課程 近畿大学学則第11条及び別表（1）－1に規定する乙の法曹コース（以下「本法曹コース」という。）

（法曹コースの教育課程）

第3条 乙は、本法曹コースの教育課程を 別紙第1 のとおり定める。

（法曹コースの成績評価）

第4条 乙は、本法曹コースの成績評価基準を 別紙第2 のとおり定め、当該基準に従い成績評価を行うものとする。

（法曹コースの早期卒業の基準等）

第5条 乙は、本法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度の要件を 別紙第3 のとおり定め、当該要件に従って卒業認定を行うものとする。

2 乙は、本法曹コースに在籍する学生が前項に定める卒業認定を受けることができるよう、次に掲げる学修支援体制を構築するものとする。

- 一 本法曹コースの学生5名につき1名の専任教員を学修指導教員として配置すること
- 二 乙は、前号に関して、学生の満足度を把握するため、年に1回程度前号の教員以外の教員との面談の機会を設けるとともに、その結果を第6条第2項に規定する連携協議会に報告し、必要に応じて学修支援体制の見直しを行うこと

（甲の乙に対する協力等）

第6条 甲は、本法曹コースにおいて、本法科大学院における教育との円滑な接続に配慮した教育が十分に実施されるよう、以下の協力を行うものとする。

- 一 乙の求めに応じ、本法曹コースに在籍する学生に対し、本法科大学院への進学のためのガイド

ンスを行うこと

- 二 乙の求めに応じ、本法曹コースに在籍する学生に対し、本法科大学院における教育方法及び教育内容を体験する機会を提供すること
 - 三 本法曹コースにおける教育の改善・充実のため、共同して授業科目の配置及び内容について協議すること
- 2 甲及び乙は、本法科大学院における教育と本法曹コースにおける教育との円滑な接続を図るための方策について継続的に調査研究及び協議を行うため、連携協議会を設置するものとする。
 - 3 第1項各号に掲げる事業の実施方法及び前項に定める連携協議会の運営方法については、甲と乙の協議により決定する。

(入学者選抜の方法)

- 第7条 甲は、本法曹コースを修了して本法科大学院に入学しようとする者を対象として、以下の入学者選抜を実施する。
- 一 5年一貫型教育選抜 論文式試験を課さず、本法曹コースの成績等に基づき合否判定を行う入学者選抜
 - 二 開放型選抜 論文式試験を課し、本法曹コースの成績等と併せて総合的に判断して合否判定を行う入学者選抜
- 2 前項各号の入学者選抜の募集人員、出願要件その他の入学者選抜の実施に関する事項は 別紙第4のとおりとする。

(協定の有効期間)

- 第8条 本協定の有効期間は、令和5年4月1日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了の1年前の日までに、甲又は乙の一方が他方に対し本協定の更新拒絶を通知しない場合には、有効期限を更に1年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
- 2 甲と乙は、合意により、本協定を廃止することができる。

(協定に違反した場合の措置)

- 第9条 甲又は乙は、他方当事者が本協定に規定された事項を履行しない場合、他方当事者に対し、相当の期間を定めてその改善を申し入れることができる。
- 2 甲又は乙は、他方当事者が前項の申し入れを受けてもなお申し入れた事項の履行に応じない場合は、前条の規定にかかわらず、本協定の廃止を通告し、本協定を終了することができる。ただし、申し入れを受けた当事者が履行に応じないことに正当な理由がある場合は、この限りではない。

(本協定が終了する場合の特則)

- 第10条 第8条又は前条第2項の規定により本協定が終了する場合にあっては、甲若しくは乙が本協定の更新を拒絶し、甲及び乙が本協定の廃止に合意し、又は甲若しくは乙が本協定の廃止を通告した時点において現に乙の法学部法律学科に在籍する学生が乙に入学した日から起算して4年を経過する時、終了するものとする。

(協定に定めのない事項)

第11条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項であって本協定の目的の実施に当たり調整が必要なもの及び本協定の解釈に疑義を生じた事項については、第6条第2項に規定する連携協議会において協議のうえ、決定する。

本協定を証するため、本書を2通作成し、各当事者の代表者が署名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年2月2日

甲

乙

学長代理人
神戸大学大学院法学研究科長
高橋 裕

近畿大学
学長
細井 美彦

1. 乙の法曹コースの教育課程編成の方針

(1)乙は、連携法科大学院における教育と円滑に接続できるように、必要な教育を体系的かつ段階的に行うために、「実学教育」と「人格の陶冶」という建学の精神を踏まえ法学部カリキュラムポリシーに従って、法曹コースの教育課程を次のように編成する。

(2)法曹コースは、法科大学院への進学と司法試験合格という学修目標の達成に向けて、基本7科目（憲法、民法、刑法、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法）に重点をおき、重層的な学修となるようカリキュラムを設定している。

1学年次に、「憲法A（統治）」「憲法B（人権）」「民法（総則）」「民法（契約）」「刑法総論A」「刑法総論B」「行政法A（行政法通則）」を必修科目とし、各法分野の基礎的な制度や諸原則の学修に努めている。2学年次から3学年次にかけては、基本7科目を中心に必修科目を配置して、その実践的な知識の修得と1学年次に学んだ基礎知識を応用する能力を学修する機会を設けている。

法曹コースの2学年次及び3学年次には、学生各自の能力を教員が見極めつつ、より主体的な学修に取り組みせることを目的として、少人数で双方向の授業スタイルをとるコース演習科目を多く配置している。乙は3学年次及び4学年次に専門演習（いわゆるゼミ）を必修としているが、これに加えて法曹コースでは、基本7科目の全てにコース演習科目を設けて選択必修科目とし、さらに、文書作成の基本的な能力を養うための「コース演習（基礎A）」「コース演習（基礎B）」と、基本7科目の法的文書の起案を学ぶ「コース演習（発展A）」「コース演習（発展B）」を配置して、法曹に求められる法的文書の理解と作成のための能力を養わせることとしている。これらの学修により、重要判例やそれに伴う重要論点に関する学理をより深く学び、法曹となるための基礎を確立させることを目標としている。

以上、基本7科目及びコース演習科目の一部は、学生が必ず学び修得しなければならない必修科目とし、コース演習科目の多くを学生が必ず修得することが望まれる選択必修科目として、さらに基礎法科目等についても学生が修得することが望ましい選択科目として学修できるよう配置することによって、法曹コース所属の学生が、その基本方針である重層的な学修に向けて各学年次に配当された科目の学修を積み重ねることにより、法曹コースの学修目標を達成するための体系的な学修が可能になるよう、教育課程を編成している。

2. 乙の法曹コースの教育課程

学年	学期	必修科目		選択必修科目		選択科目	
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数
1年	前期	民法（総則）	2	政治学原論A（※2）	2		
		憲法A（統治）	2				
		刑法総論A	2				
	後期	民法（契約）	2	政治学原論B（※2）	2		
		憲法B（人権）	2	法学の基礎（※2）	2		
		刑法総論B	2	特別講義A（※2）	2		
		行政法A（行政法通則）	2	インターンシップA（※2）	2		
2年	前期	民法（物権）	2	憲法C（憲法理論）（※2）	2		
		民法（不法行為）	2	商法総則・商行為A（商法総則）（※2）	2		
		民法（親族）	2	国際法入門（※2）	2		
		刑法各論A	2	国際政治学A（※2）	2		
		会社法A（総則・設立・機関）	2	行政学A（※2）	2		
		行政法B（行政作用法）	2	日本法制史A（※1）	2		
		刑事訴訟法A	2	西洋法制史A（※1）	2		
				犯罪学（※1）	2		
				労働法A（労働法のしくみ）（※1）	2		
				環境法A（環境法概説）（※1）	2		
				数的処理A（※1）	2		
				コース演習（基礎A）（※1）	2		
				コース演習（憲法）（※1）	2		
				コース演習（民法A）（※1）	2		
				コース演習（商事法A）（※1）	2		
				コース演習（刑法）（※1）	2		
				法情報処理演習（※2）	2		
				キャリア・デザイン2（※2）	2		
		政治過程論（※2）	2				
		人権法A（※2）	2				

			経済原論A (※2)	2		
			政治思想史A (※2)	2		
			国際政治史 (※2)	2		
			政治史A (※2)	2		
			比較政治学A (※2)	2		
			裁判法 (※2)	2		
後期	民法 (担保)	2	憲法D (憲法訴訟) (※2)	2		
	民法 (債権総論)	2	行政学B (※2)	2		
	刑法各論B	2	公共政策 (※2)	2		
	会社法B (株式・資金調達)	2	日本法制史B (※1)	2		
	行政法C (行政救済法)	2	西洋法制史B (※1)	2		
	民事訴訟法A	2	商法総則・商行為B (商行為) (※1)	2		
	刑事訴訟法B	2	労働法B (採用から退職まで) (※1)	2		
			環境法B (環境法の現代的展開) (※1)	2		
			数的処理B (※1)	2		
			コース演習 (基礎B) (※1)	2		
			コース演習 (行政法) (※1)	2		
			コース演習 (民法B) (※1)	2		
			コース演習 (商事法B) (※1)	2		
			コース演習 (民事訴訟法) (※1)	2		
			コース演習 (刑事訴訟法) (※1)	2		
			海外法事情演習 (※2)	2		
			人権法B (※2)	2		
			経済原論B (※2)	2		
			政治思想史B (※2)	2		
			国際政治学B (※2)	2		
		日本外交史 (※2)	2			
		政治史B (※2)	2			
		比較政治学B (※2)	2			

			国際法A (総論) (※2)	2		
			民事法特別講義 I (※2)	2		
3年	前期	会社法C (計算・組織再編)	2	法哲学A (法哲学総論) (※1)	2	
		民事訴訟法B	2	法社会学A (※1)	2	
		コース演習 (発展A)	2	憲法事例研究A (※1)	2	
				少年法 (※1)	2	
				知的財産法A (知財の基礎) (※1)	2	
				民事執行・保全法 (※1)	2	
				破産法 (※1)	2	
				外国法政演習A (※2)	2	
				国際法B (各論) (※2)	2	
				英米法A (総論・アメリカ憲法) (※2)	2	
				租税法A (※2)	2	
				保険法 (※2)	2	
				不動産登記法 (※2)	2	
				国際私法A (家族法関係) (※2)	2	
				社会保障法A (総論・社会保障関係法) (※2)	2	
				経営学A (※2)	2	
				初級簿記 (※2)	2	
				消費者法 (※2)	2	
			国際人権法 (※2)	2		
			土地家屋調査 (※2)	2		
		会計学 (※2)	2			
		特別講義B (※2)	2			
	後期	民法 (相続)	2	法哲学B (法哲学各論) (※1)	2	
		コース演習 (発展B)	2	法社会学B (※1)	2	
			憲法事例研究B (※1)	2		
			刑事法特論 (※1)	2		

			支払決済法 (※1)	2		
			知的財産法 B (知財の保護・活用) (※1)	2		
			民事再生・会社更生法 (※1)	2		
			外国法政演習 B (※2)	2		
			英米法 B (アメリカ法制度) (※2)	2		
			租税法 B (※2)	2		
			海商法 (※2)	2		
			借地借家法 (※2)	2		
			国際私法 B (財産法関係) (※2)	2		
			国際取引法 (※2)	2		
			国際経済法 (※2)	2		
			社会保障法 B (社会福祉関係法) (※2)	2		
			経営学 B (※2)	2		
			中級簿記 (※2)	2		
			国際環境法 (※2)	2		
			不動産鑑定 (※2)	2		
			金融商品と法 (※2)	2		
			信託法 (※2)	2		
			民事法特別講義 II (※2)	2		
			経済法 (※1)	2		
			インターンシップ B (※2)	2		
	専門演習 I ※3	4				
	専門演習 II ※3	4				
合計		60		34 ※4		

※1 この中から 18 単位の修得が必要。

※2 この中から 16 単位の修得が必要。

※3 専門演習 I は 3 学年次 (通年)、専門演習 II は 4 学年次 (通年) にそれぞれ配当する。ただし、専門演習 II は、早期卒業候補者に限り 3 学年次に履修させる。

※4 選択必修科目として修得しなければならない単位数の合計。

<別紙第2>

乙の法曹コースにおける成績評価の基準

評価	成績通知書の表示
100～90点	S
89～80点	A
79～70点	B
69～60点	C
59点以下	D
不受験	F

乙におけるGPAの算出方法

実点評価	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下	不受験
5段階評価	秀	優	良	可	不可	不受
GP	4	3	2	1	0	0

$$GPA = \frac{\{(履修登録科目の単位数) \times (履修登録科目のGP)\}}{\text{総履修登録単位数}}$$

・GPAは、小数第3位を四捨五入して、表記は小数第2位までとする。

(近畿大学法学部教務規程第5条)

乙の法曹コースに在籍する学生を対象とする早期卒業制度

乙の法曹コースにおける早期卒業の要件

- ・卒業に必要な単位数

総合計	128単位（うち、必修科目78単位）
（内訳）全学共通科目	34単位（うち、必修科目18単位）
専門科目	94単位（うち、必修科目60単位）

- ・卒業認定のため求められる条件

（1）第3学年次終了時において、卒業に必要な所定の授業科目の単位を全て修得していること。ただし、入学前の大学等で取得した単位及び単位互換、留学等により他大学で取得した単位については、早期卒業要件科目として算入しない。

（2）前号の卒業に必要な修得単位のうち、専門科目の必修科目について、近畿大学法学部法曹コースに関する運用規程第4条に定める要件（GPAが3.50以上）を満たすこと。

（3）第3学年在学時に、法科大学院（連携協定先の法科大学院に限定しない。）の入学試験を受験し、合格した者。

（近畿大学法学部早期卒業運用細則第2条）

- ・履修制限について（キャップ制）

履修登録の上限は第1学年次46単位、第2学年次以降それぞれ49単位である。

（近畿大学法学部教務規程第3条第1項）

- ・早期卒業希望申請者の履修制限の特則

第3年次に限り必修科目である「専門演習Ⅱ」の4単位分のみ上限を超えて53単位まで履修することができる。

（近畿大学法学部早期卒業運用細則第5条第1項）

法曹コースを修了して甲の法科大学院に入学しようとする者を対象とする入学者選抜の方法

1. 5年一貫型教育選抜について

5年一貫型教育選抜の対象者は、以下の通りとする。

乙の法曹コースに在籍する者

5年一貫型教育選抜の出願要件は、以下の通りとする。

甲の実務法律専攻において実施する入学者選抜の行われる年度に乙の法曹コースを修了する見込みの者

5年一貫型教育選抜の合否判定の方法は、以下の通りとする。

出願書類に係る審査（法曹コースにおける出願者の成績を含む）及び口頭試問によって行う。

書類審査と口頭試問の配点比率は1：2とし、口頭試問は、出願書類並びに憲法、民法、刑法又は会社法に関するその場で与えられた問題に関する質疑により審査を行う。

甲における募集人員は、甲が法曹養成連携協定を締結した全ての連携法曹基礎課程大学からの出願者を対象とする選抜方式（以下「5年一貫型教育一般選抜」という。）の17名と、地方大学である連携法曹基礎課程からの専願での出願者を対象とする選抜方式（以下「5年一貫型教育地方選抜」という。）の3名の合計20名とする。

【甲における5年一貫型教育地方選抜の実施について】

甲は、特に法科大学院をもたない地方国立大学法学部等の法曹コース生を法科大学院に受け入れることへの社会的需要が強いことに鑑み、それらの地方国立大学からの要請を受けて連携協定を複数締結するとともに、それらの連携先法曹コースからの学生の受け入れを想定して5年一貫型教育地方選抜の定員を設定する。

2. 開放型選抜について

開放型選抜の対象者は、以下の通りとする。

法曹コースに在籍する者

開放型選抜の出願要件は、以下の通りとする。

甲の実務法律専攻において実施する入学者選抜の行われる年度に法曹コースを修了する見込みの者

開放型選抜の合否判定の方法は、以下の通りとする。

出願書類に係る審査（法曹コースにおける出願者の成績を含む）及び筆記試験によって行う。

書類審査と筆記試験の配点比率は1：3とし、筆記試験は、憲法、民法、刑法及び会社法に関して行う。筆記試験の配点は、憲法及び会社法を各50点、民法及び刑法を各100点とする。なお、筆記試験において、憲法、民法、刑法及び会社法の4科目中1科目以上が、一定の成績に達しない場合は、他の科目の成績にかかわらず不合格とする。

甲における募集人員は10名とする。